

諸外国の法制事務のデジタル化に関する
先行事例の調査・研究
(サマリー)

2022/11/09

株式会社ぎょうせい 提出

I : 重点調査を行ったプロジェクト

「諸外国の法制事務のデジタル化に関する先行事例の調査・研究」では、以下のプロジェクトに関する文献調査と関係者へのインタビューを行いました。

【欧州連合（EU）】

法律編集のオープンソフトウェア 「LEOS」
EUの公式法令データベース 「EUR-Lex」

【ドイツ連邦共和国】

プロジェクト 「Elektronisches Gesetzgebungsverfahren des Bundes」
（連邦立法プロセスのための新IT基盤）

【デンマーク王国】

公式官報および法律情報の基礎を形成する共同制作システム 「De Eunomia」
公式官報 「Lovtidende.dk」
公式法律情報データベース 「Retsinformation.dk」

I-0 調査項目

EU、ドイツ、デンマークのプロジェクトに対する調査項目は下表のとおり。

ID	項目名	調査内容
1	法令の改正方式	一部改正（改め文）方式、一部改正（新旧対照表）方式、その他の別
2	法令の公示方式	公示の主体（政府？ 印刷局？ 民間？） 公示の媒体（紙？ 電子版？ 併用？） 法令種別毎の公示方法の違い
3	公式法令データの所在整備主体	整備の主体（政府？ 印刷局？ 民間？） 公表の媒体（紙？ 電子版？ 併用？） 法令種別毎の整備主体の違い 公式法令データの正本性
4	立法支援システム	関係者、開発経緯、開発進捗、運用状況、対象法令種別 マニュアルや画面遷移等、機能に関する資料
5	民間法令集との棲み分け	民間法令集の付加価値、存在意義 公式法令データに掲載されていない情報が掲載されているか 公式法令データの掲載タイミングより早い掲載はあるか

I - 1 法令の改正方式・公示方式に関する4か国比較

EU、デンマークの官報は電子版が正本、ドイツも電子版が正本となる予定

	EU	ドイツ	デンマーク	日本
				
改正方式	一部改正（改め文）	一部改正（改め文）	一部改正（改め文）	一部改正（改め文／新旧対照表）
公示の主体	EU出版局 （報告書P.33）	連邦司法省(出版) 連邦司法局(編集) 出版社(刊行) （報告書P.66）	法務省市民庁 （報告書P.96）	国立印刷局
公示の媒体	電子版が正本 電子版に障害発生時は 紙版が正本 （報告書P.33）	連邦法令公報は 紙版が正本 2023年から電子版が 正本となる予定 連邦官報は電子 版が正本 （報告書P.66・67）	電子版が正本 2008年から電子版の みを発行 （報告書P.96）	官報が正本 ※公布の時点として印 刷局官報課又は東京都 官報販売所で一般の希 望者が閲覧し又は購入 しようとするればそれを なし得た時点との最高 裁判決（昭和32年）あ り
法令種別毎の 公示方法	一次法、二次法ともに 官報（法令編、告示 編）で公示 （報告書P.34）	法令は連邦法令公報、 告示は連邦官報、通知 は省庁共通公報で公示 （報告書P.71）	法令は官報で公示、通 知等は市民庁公式サイ トで公示 （報告書P.100）	法令、告示を官報で公 示

I - 2 公式法令データの所在・整備主体に関する4か国比較

EU、ドイツ、デンマークは、公式法令データを電子版で公開している。
 ただし、公式法令データで公開される「統合・溶け込み版」は「正本」ではない。

	EU	ドイツ	デンマーク	日本
				
整備の主体	EU出版局 (報告書P.36)	連邦司法省 連邦司法局 (報告書P.72)	法務省市民庁 (報告書P.101)	法務省、デジタル庁
整備の実施者	EU出版局 (報告書P.38)	民間企業 (報告書P.72)	各省庁で作成したものを掲載 (報告書P.94)	法務省
公表の媒体	電子版のみ (報告書P.36)	電子版のみ (報告書P.73)	電子版のみ (報告書P.101)	電子版 (e-GOV法令検索)
公式法令データの正本性	否 正本は官報公布の法令	否 正本は官報公布の法令	否 正本は官報公布の法令	否 正本は官報公布の法令
公開までの期間	26暦日 (中央値) に対応言語全てを公開 (報告書P.38)	平均して1日	公布の翌日	最短の場合、官報で公布日された日に公開

I - 3 立法支援システムの4か国比較

立法プロセスにおける関係者が多いこと、作業が複雑なことに着目し、立法支援システムの開発を行っている。いずれも立法プロセスのデジタル完結を目指している。

	EU	ドイツ	デンマーク	日本
				
システム名	LEOS	Elektronisches Gesetzgebungsverfahren des Bundes (E-Gesetzgebung)	Lex Dania 公式官報及び公式法律情報データベースの共通制作システム	e-LAWS 法制執務支援システム
関係者	欧州委員会情報総局	連邦内務省 連邦司法省	法務省市民庁 全省庁、 デンマーク議会、 議会オンブズマン	デジタル庁、法務省 システム運用事業者、 データ整備事業者
開発経緯	EU法の立法は、プロセスが複雑、多くの関係者、デジタルと紙が混在、文書のバージョン管理の問題を抱えていたため、これに対処することを目的として開発を進めている。	立法に関わる関係者が多いが、立法過程を一貫するITシステムが存在しない課題があり、連邦政府の立法手続きをデジタル化するプロジェクトが開始された。	法律の起草から審議、採決、公布、公開プロセス全体をカバーするため、省庁と議会が共同で利用できるシステムの開発が求められた。	法務省を中心に整備した公式法令データを行政及び国民へ提供すること、法案担当者の負担を軽減することを目的として開発。

I - 4 立法支援システムの4か国比較（つづき）

エディタはWordベースから独自開発への転換を志向、法案の作成は編集機能として提供、法令の溶け込み版作成は後追いの開発。

	EU 	ドイツ 	デンマーク 	日本 
エディタ方式	独自開発 MS-Wordから代替 (報告書P.13)	独自開発 既存eNorm(MS-Word アドイン)を統合 (報告書P.59)	独自開発 過去のWord/xmlと互換 (報告書P.88)	独自開発 一太郎やWordIに出力 可能
XML標準化対応	AKN4EU (Akoma NtosoのEU版) (報告書P.19)	LegalDocML(Akoma Ntoso形式)に準拠した データ規格 (報告書P.63)	独自のXML	国内で設計した「法令 標準XMLスキーマ」
法案（改め 文）作成	文書を編集する機能と してある	文書を編集する機能と してある	文書を編集する機能と してある	自然文処理技術を用いた 機能としてある
溶け込み作成 機能	溶け込み版作成機能 (開発中) (報告書P.25)	予定あり	溶け込み版作成機能あり (報告書P.94)	溶け込み、新旧対照表 作成機能あり
開発状況	継続して機能拡張中	2024年プロジェクト 完了予定 (報告書P.56)	運用中 (報告書P.90)	運用中

I - 5 民間法令集との棲み分け

民間法令集は、国のWebサイトにない法令の過去の状態履歴、リンク、解説等を付して差別化することで、専門家向けに提供されている。

	EU	ドイツ	デンマーク	日本
				
民間法令集の付加価値、存在意義	EUの公式法令集は刊行されていないため、製本としての法令集は民間が出版	著作権法上、法令、判例は無償公開であり、付加価値をつけたサービスを民間が提供	官報、行政上の決定事項は全て国のサイトに含まれるため、民間企業は、解説等の付加価値サービスを提供	行政、立法機関が編纂し、民間出版社が出版する法令集と、民間出版社による独自編集の法令集が存在する
民間法令集のピックアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ Encyclopedia of European Community law Sweet&Maxwell社刊。規則や指令等を分野別に収録。電子版あり ・ Encyclopedia of European Union law constitutional texts Sweet&Maxwell社刊。EU条約や協定を収録。電子版あり (報告書P.39) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JURIS Online 公式データ整備を受託しているJuris社の有料データベースで、条文の時点検索、法令の統合結果を国のサイトより早く閲覧可能 (報告書P.75) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Jura カルノフグループによる現行法、判例、コメント、解説を有料で提供する法令集 ・ Schultz Legal Research シュルツ社の法令検索サービス (報告書P.101) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「現行日本法規」(法務省編纂、紙版) 法令の体系別整理、条文沿革あり ・ 「現行法規総覧」(衆議院法制局、参議院法制局編集、紙版) ・ 「Super法令Web」(株式会社ぎょうせい、電子版) 法令過去履歴、条文リンク ・ 「六法全書」(有斐閣発行) 利用頻度の高い法令を厳選して収録

Ⅱ：Web調査を行ったプロジェクト

文献、Webを用いて調査を行った8か国を、大陸法系、英米法系に分類し、各国比較を行いました。

- ①（大陸法系）韓国、エストニア、フィンランド、フランス
- ②（英米法系）英国、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ合衆国

一般に、大陸法系とは、議会や政府が定める制定法を尊重する「成文法主義」をいう。
一般に、英米法系とは、裁判所により作られた判例を尊重する「判例法主義」をいう。

Ⅱ-①-1 法令の改正方式・公示方式に関する4か国比較（大陸法系）

	韓国	エストニア	フィンランド	フランス
				
改正方式	一部改正（改め文）	一部改正（改め文）	一部改正（改め文）	一部改正（改め文）
公示の主体	政府（行政安全部）	法務省 Riigi Teataja 部門	法務省	政府事務総局 (SGG)
公示の媒体	紙版、電子版と同じ効力 電子版を中心に運用し、紙版は国立中央図書館、国会図書館、裁判所図書館、国家記録院など9つの機関にのみ配布	電子版が正本 電子版に障害発生時は紙版が正本 電子官報 Riigi Teataja (State Gazette)	電子版が正本 公共情報ネットワークで公開を規定 Finlex	電子版のみ LegiFrance

Ⅱ-①-2 公式法令データの所在・整備主体に関する4か国比較（大陸法系）

	韓国	エストニア	フィンランド	フランス
				
整備の主体	政府（法制処）	法務省	法務省	政府事務総局 (SGG)
整備作業の実施者	政府（法制処） 韓国法令情報院 （非営利法人）	法務省	Edita Publishing Oy （出版社）	政府事務総局、 法務行政情報局
溶け込み版の 正本性	否	官報法に溶け込み版 の公開とエラー修正 のための規定あり。	否	否
その他 収録情報、公 開までのサイ クル等	全ての法令が対象。 「国家法令情報センタ ー」に連携し、公開。 「大韓民国現行法令 集」（紙、加除式）も 編纂。	全ての法令が対象 Riigi Teataja には、 自治体の条例も登載 されている。 Riigi Teataja Actと いう法律に基づき整 備	法令、判例、当局の 規則集等も収録。 多言語対応。 フィンランドの法律 行為の収集に関する 法律に基づき整備。	法令、判例法、立法 ガイドを収録。公布 翌日までに公開

Ⅱ-①-3 民間法令集との棲み分けに関する調査（大陸法系）

	韓国	エストニア	フィンランド	フランス
				
民間法令集の付加価値、存在意義	<ul style="list-style-type: none"> ・大韓民国現法法令集（法制處編 韓國法制研究会発行）加除式 ・大法典（法典出版社刊）、年刊 	<p>法令データ整備を担当する法務省のRiigi Teataja部門に、民間法令集の編纂者が関与しているかは不明。Riigi Teatajaで公開された法令は出版物等に利用することが可能。英訳法令はRiigi Teatajaで公開（政府が整備）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ Edilex Edita Publishing Oy（出版社） オンライン非公開の「決定」（訴訟事例等）も収録 法律関係文献と雑誌リアルタイムの法律ニュース 法改正や新刊の監視サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Codes et lois : droit public - droit prive（ルーズリーフ式）が存在したが、現在紙媒体の出版は停止。 ・ Petit Codes（Dalloz社） コンパクト版の法令集

Ⅱ-①-4 参考資料（大陸法系）

	韓国	エストニア	フィンランド	フランス
				
参考資料	<p>韓国国家法令情報センター https://www.law.go.kr/LSW/main.html</p> <p>韓国法令情報院 http://www.lawinfo.or.kr/pc/company/company01.php</p> <p>韓国における法制執務のデジタル化の状況等について（日本総務省行政管理局） https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e7c272f-084d-4e3f-b042-da94e150bb04/f91d935b/20220413_meeting_administrative_research_working_group_outline_02.pdf</p>	<p>国立国会図書館（日本） https://rnavi.ndl.go.jp/jp/politics/Estonia.html</p> <p>官報 https://www.riigiteataja.ee/index.html</p> <p>官報に関する法律 https://www.riigiteataja.ee/en/eli/502012019004/consolide</p> <p>エストニア政府 Eesti.ee</p>	<p>Finlex https://www.finlex.fi/fi/</p> <p>Edita Publishing Oy（出版社） https://edita.fi/</p> <p>フィンランドの法律行為の収集に関する法律 https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2000/20000188</p>	<p>LegiFrance https://www.legifrance.gouv.fr/</p> <p>官報（LegiFrance） https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/jo</p> <p>インターネットを介した法律普及の公共サービスに関する2002年8月7日の政令第2002-1064号 https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JO RFTEXT000000413818</p> <p>Dalloz社（出版社） https://www.dalloz.fr/</p>

Ⅱ-②-1 法令の改正方式・公示方式に関する4か国比較（英米法系）

	英国	オーストラリア	ニュージーランド	アメリカ合衆国
				
改正方式	※成文法の場合 一部改正（修正、積み上げ）方式	※成文法の場合 一部改正（修正、積み上げ）方式	※成文法の場合 一部改正（改め文）方式	積み重ね（増補）方式
公示の主体	国立公文書館	政府（国会議員事務所（OPC））	政府（ニュージーランド国会議員事務所・PCO）	GPO／政府出版局
公示の媒体	<ul style="list-style-type: none"> ・法律は制定順法令集（Public General Acts and General Synod Measures）（紙）、legislation.gov.uk（デジタル） ・政令省令はStatutory Instruments 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律政令は「登録簿」Federal Register of Legislation ・告示類は官報（Commonwealth of Australia Gazette） 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律政令はNew Zealand Legislation ・通知等議会以外が起草した法規は、官報（デジタル） 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令は図書とWeb (https://www.govinfo.gov/app/collection/STATUTE/) ・規則・告示は「Federal Register」（連邦公報）に掲載

Ⅱ-②-2 公式法令データの所在・整備主体に関する4か国比較（英米法系）

	英国	オーストラリア	ニュージーランド	アメリカ合衆国
				
整備の主体	国立公文書館 The Stationery Office (TSO 、民間出 版社)	政府（国会議員事務 所 (OPC))	政府（ニュージーラ ンド国会議員事務 所・PCO)	GPO／政府出版局
公式法令デー タの所在	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律は legislation.gov.uk ・ 政省令はStatutory Instruments 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律政令は「登録 簿」Federal Register of Legislation ・ 告示類は官報 (Commonwealth of Australia Gazette) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律政令はNew Zealand Legislation ・ 通知等の議会以外 が起草した法規は、 官報（デジタル） 	http://uscode.house. gov/

Ⅱ-②-3 民間法令集との棲み分けに関する調査（英米法系）

	英国	オーストラリア	ニュージーランド	アメリカ合衆国
				
民間法令集の付加価値、存在意義	—	—	Butterworths社刊 Laws of New Zealand 加除 式。 年3回追録、3年毎 に製本版発行	<ul style="list-style-type: none"> ・ United States Code Congressional and Administrative News (West Pub. Co.) 民間出版社が刊行する制定順法律集で、速報版が毎月刊行。「Executive Order」ほかの大統領関係文書や連邦議会に提出された法案等の議会資料の一部も掲載。 ・ United States Code Annotated (West Pub. Co.) 民間版注釈付き現行総合法律集)。各本体は、「Pocket Part」(パンフレット状の付録、本体の末尾に繰り込む)によって、内容がアップデート。

Ⅱ-②-4 参考資料（英米法系）

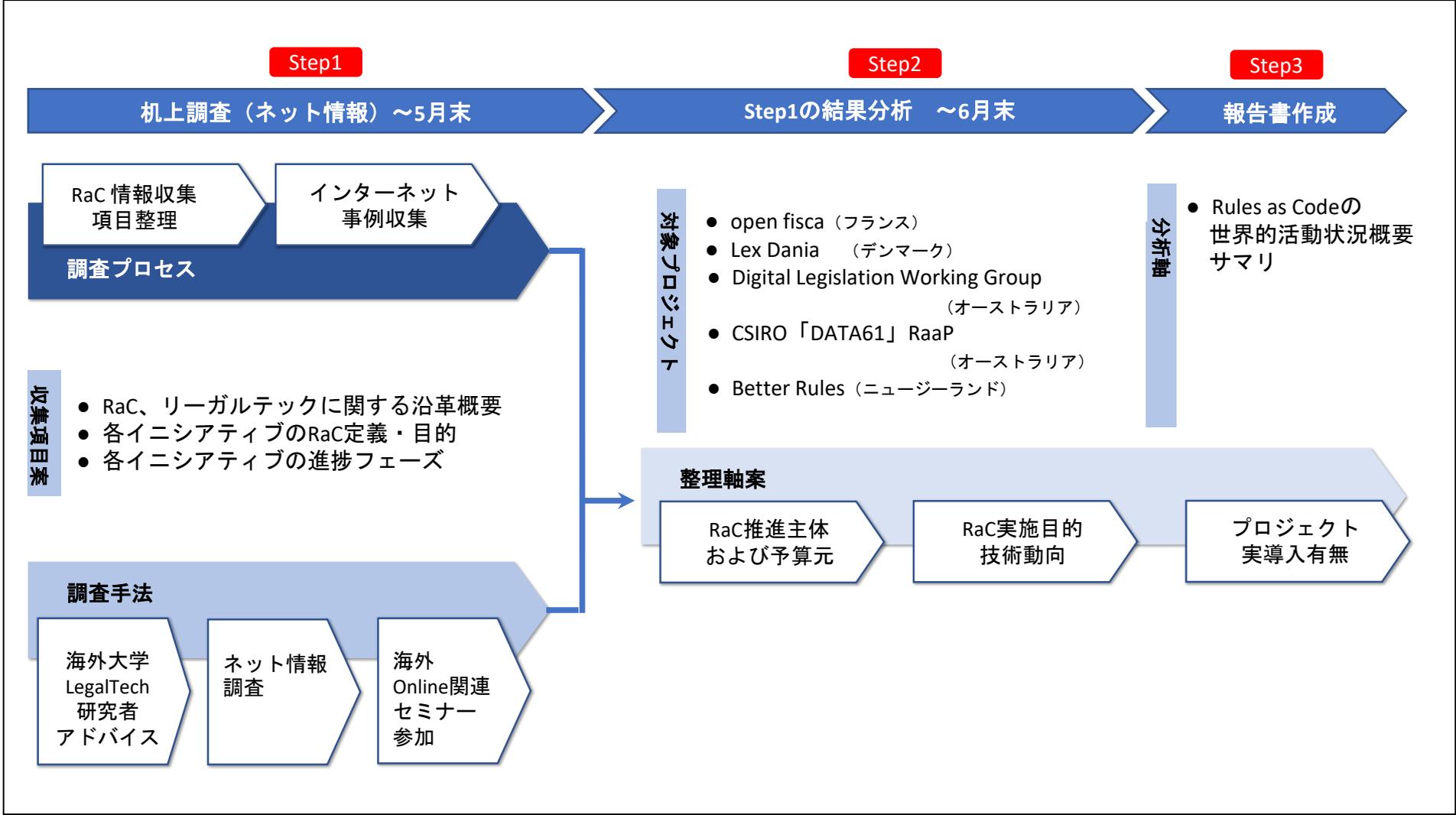
	英国	オーストラリア	ニュージーランド	アメリカ合衆国
				
参考資料	<p>legislation.gov.uk https://www.legislation.gov.uk/</p> <p>The Stationery Office (TSO) https://www.tsoshop.co.uk/</p> <p>立法の手引き https://www.gov.uk/government/publications/guide-to-making-legislation/guide-to-making-legislation.html</p>	<p>オーストラリア政府「連邦立法登録簿」 https://www.legislation.gov.au/</p> <p>オーストラリア議会 https://www.aph.gov.au/</p> <p>Acts of the Parliament of the Commonwealth of Australia</p> <p>2003年立法法 https://www.legislation.gov.au/Details/C2019C00084</p>	<p>New Zealand Legislation https://www.legislation.govt.nz/</p> <p>PCO (Parliamentary Counsel Office) http://www.pco.govt.nz/role-of-the-pco/</p> <p>2019年立法法 https://www.legislation.govt.nz/act/public/2019/0058/latest/DLM7298125.html</p>	<p>米国政府出版局 https://www.govinfo.gov/</p> <p>国立国会図書館（日本） https://rnavi.ndl.go.jp/jp/politics/USA.html</p>

Ⅲ : 溶け込み版法令データの正本性 (大陸法系)

	EU	ドイツ	デンマーク	日本	
					
正本性	否	否	否	否	
	韓国	エストニア	フィンランド	フランス	ハンガリー
					
正本性	否	官報法に規定	否	否	否
記載箇所	https://www.law.go.kr/L_SW/lawPetitionForm.do?menuId=13&subMenuId=79&query=	https://www.riigiteataja.ee/akt/129062012026?leiaKehtiv#para12lg1	https://www.finlex.fi/fi/k_ayttoehdot/	https://www.legifrance.gouv.fr/contenu/en-tete/informations-de-mises-a-jour	https://njt.hu/
	ノルウェー	スペイン	スウェーデン	オーストリア	オランダ
					
正本性	否	否	否	否	否
記載箇所	https://lovdata.no/info/om_lovdata	https://www.boe.es/buscar/ayudas/legislacion_actualizada.php	https://rkrattsbaser.gov.se/oops?aspxerrorpath=/info	https://www.ris.bka.gv.at/Bund/	https://www.overheid.nl/help/wet-en-regelgeving/inhoud-actualiteit-volledigheid-en-betrouwbaarheid

IV - ① Rules as Code動向調査

Rules as Code及び類似するプロジェクトに関する動向調査に当たっては、以下の図に示すプロセスに則り、実施しました。（報告書P.108）



IV - ② Rules as Code又はそれに類するプロジェクト一覧

調査の結果として、主なプロジェクト群をリスト化しました。
 そのうち、具体的に資料やウェビナーを通じて、その成果（途中成果）を具体的に公表しているイニシアチブから、9件のプロジェクトを調査対象としました。（報告書P.112）

ID	地域	国名	プロジェクト名	種別	プロジェクトオーナー	プロジェクト予算元	フェーズ (2022年6月現在)
1	EU	フランス	OpenFisca	NPO / NGO	省庁間デジタル総局(DINUM)下 Etalab	フランス政府	実装済
2	EU	デンマーク	Lex Dania	国家主導	法務省、市民庁	デンマーク政府	実装済
3	EU	デンマーク	Digital-ready legislationのためのベストプラクティスガイド(仮称)	国際機関	デジタルガバメント庁及びOECD	欧州委員会 (European Commission)	提言、協議
4	EU	フィンランド	Interoperability platform	国家主導	デジタル&人口データサービス庁(別名フィンランドデジタル化庁)	フィンランド政府	実装済

IV - ② Rules as Code又はそれに類するプロジェクト一覧

ID	地域	国名	プロジェクト名	種別	プロジェクト オーナー	プロジェクト 予算元	フェーズ (2022年6月現在)
5	Oceania	ニュージーランド	Better Rules - Better Outcomes (Better Rules)	国家主導	内務省、内国税歳入庁、議会事務局、ビジネス・イノベーション・雇用省、NSW州等によるコラボレーション	ニュージーランド政府	パイロット完了、実装前
6	Oceania	オーストラリア	Digital Legislation, Policy & Rules Working Group	国家主導	デジタルトランスフォーメーション庁及び福祉省	オーストラリア政府	提言、協議(現在の活動状況は不明)
7	Oceania	オーストラリア	CSIRO DATA61 RaaP Group	学術研究	オーストラリア国立科学庁、連邦科学産業研究所(CSIRO)	オーストラリア政府、学術機関、OECD	パイロット開発中(国家予算)
8	Oceania	オーストラリア	DataLex	学術研究	AustLII (Australasian Legal Information Institute)	学術機関	パイロット完了、実装前
9	North America	カナダ	Rules as Code Discovery Project	学術研究	カナダ公共サービス大学院	学術機関	パイロット開発中(国家予算)